

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日または
土曜日のときは、
翌日発行)

目 次

- ◇ 告 示 保険医の登録
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 旧慣使用林野整備計画の認可
- 解除予定の保安林(二件)
- 公有水面の埋立ての免許の出願
- ◇ 公安告示 道路交通法第百四条等に規定する医師の指定の一部改正
- ◇ 公 告 危険物取扱者試験の実施

告 示

鳥取県告示第八百二十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
則 武 正 三	鳥医第一、九九五号	昭和五十年九月十日
畑 澤 幸 雄	" 第一、九九六号	"
青 山 安 治	" 第一、九九七号	"
犬 山 俊 一	" 第一、九九八号	"
糸 数 俊 秀	" 第一、九九九号	"
山 本 文 雄	" 第二、〇〇〇号	"
平 井 啓 介	" 第二、〇〇一号	"
民 本 和 子	鳥齒第三三三三号	"

鳥取県告示第八百二十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第

三百六十三号) 第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名 産科・婦人科 大石医院	所 在 地 鳥取市鍛冶町五三	申出の受理の年月日 昭和五十年九月一日
藤田薬局	岩美郡岩美町浦富 一〇三〇ノ一八	十六日

鳥取県告示第八百二十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名 産科・婦人科 大石医院	所 在 地 鳥取市鍛冶町五三	申出の都道府県名 全国	申出の受理の年月日 昭和五十年九月一日
藤田薬局	岩美郡岩美町浦富 一〇三〇ノ一八	"	十六日

鳥取県告示第八百二十九号

江府町長から申請のあつた尾上原地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百六十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月二十二日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百三十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字大坂字仲尾一九八の四、一九八の一、一九八の一
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
 - 四 (以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市東福原字沖林ノ十二 一五一九の二三

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八百三十二号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十一年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称及び代表者の氏名並びに住所

赤碓港港湾管理者 鳥取県 鳥取県知事平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤碓町大字赤碓字鉢家屋敷一二五四番地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点を結ぶ春分秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

区域

1 東伯郡赤碓町大字赤碓字鉢家屋敷一二五八番地先の二級河川化粧川西港橋左岸下流橋脚端（以下「A地点」という。）から七一度四〇分一七メートルの地点

2 A地点から七三度三〇分二九メートルの地点

3 A地点から四度三〇分八七・五メートルの地点

4 A地点から三五七度八一メートルの地点

(三) 面積

九五一・一三平方メートル

埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

(二) 区域

東伯郡赤碓町大字赤碓字鉢家屋敷一二五四番地先

区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点を結ぶ春分秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

区域

1 東伯郡赤碓町大字赤碓字鉢家屋敷一二五八番地先の二級河川化粧川西港橋左岸下流橋脚端（以下「A地点」という。）から六八度七

・三メートルの地点

- 2 A地点から七四度三〇分四九・二メートルの地点
- 3 A地点から一四度一〇〇・五メートルの地点
- 4 A地点から三五〇度七八メートルの地点

(三) 面積 三、四四三・五平方メートル

四 埋立て地の用途

港湾施設(船揚場)用地

五 出願年月日

昭和五十年九月一日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十一号

昭和四十三年三月鳥取県公安委員会告示第十五号(道路交通法第百四条第四項及びこれを準用する同法第百七条の五第三項の規定による医師の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十年九月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一の表中「藤井省三」を「精神科 国立療養所鳥取病院 岩美

郡国府町大字奥谷四七七の一」を「柏木 徹 精神神経科 国立

療養所鳥取病院 岩美郡国府町大字奥谷四七七の一」に改める。

公 告

消防法(昭和28年法律第186号)第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和50年9月26日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱者試験
- (2) 乙種危険物取扱者試験
- (3) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時

甲種危険物取扱者試験 昭和50年11月12日 午前10時から

乙種危険物取扱者試験 昭和50年11月12日 午前10時から

丙種危険物取扱者試験 昭和50年11月12日 午後1時から

(2) 場所

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

倉吉市駿城279 鳥取県中部総合事務所

米子市純町1の160 鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町2の162 米子市消防本部

3 受験資格

(1) 甲種危険物取扱者試験については、消防法第13条の3第4項の規定

に該当する者

(2) 乙種危険物取扱者試験については、消防法第13条の3第5項の規定に該当する者

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和50年10月6日から10月15日まで（郵送による場合は、10月15日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験を受験する者は、

3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽、かつ無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

エ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第5項又は第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際、同条第5項又は第6項に規定する免状の写しを添付するとともにその免状を試験当日提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 甲種危険物取扱者試験 1,500円

イ 乙種危険物取扱者試験 1,000円

ウ 丙種危険物取扱者試験 800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部消防防災課